

春日井市児童扶養手当事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 児童扶養手当の支払に関しては、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）及び児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(支払方法)

第2条 児童扶養手当の支払は、市が指定する金融機関を通じ、口座振替により行うものとする。ただし、市長が認めるものは、この限りでない。

(支払日)

第3条 児童扶養手当の支払日は、法第7条第3項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その月の10日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日、日曜日又は金融機関の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日を支払日とする。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。